第４０回釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会

議　事　概　要

議　題　「職員採用広報について」

１　開催日時

令和３年７月１３日（火）午後１時３０分から午後２時５５分まで

２　開催場所

釧路地方・家庭裁判所第１会議室

３　出席者等

⑴　家庭裁判所委員会委員

石川貴司，大石喜幸，小野正晴，久保田眞弓，関原久，髙木順子，土井裕子，中野勝広，那知哲，山田英夫，和地輝仁（５０音順・敬称略）

⑵　裁判所（説明者）

宮﨑浩幸　（首席家庭裁判所調査官），樽本光弘（家庭裁判所事務局長），松田睦史（家庭裁判所事務局次長）

⑶　庶務

中川賢也（地方裁判所事務局総務課長），市川知美（地方裁判所事務局総務課課長補佐），木村將太（地方裁判所事務局総務課庶務係長）

４　議事概要

⑴　新任委員紹介及び挨拶

新たに家庭裁判所委員会委員を委嘱された委員が委員会庶務から紹介され，挨拶した。

⑵　裁判所からの説明等

裁判所から，職員採用試験の種類，採用後の任用形態，受験申込者数の推移及び採用広報の実施状況等についての説明を行った。

⑶　意見交換

裁判所からの説明等についての感想及び質問を交え，質疑応答及び意見交換を行った（要旨は，別紙「発言要旨」のとおり。）。

⑷　前回委員会で出された意見に対する検討，取組状況等

別紙「報告要旨」のとおり報告された。

⑸　次回開催日時及び議題

ア　開催日時

令和４年２月１０日（木）午前１０時００分から午前１１時３０分まで

イ　議題

調停委員の人材確保について

別　紙

発　言　要　旨

委　員：　裁判所事務官は高裁管内の異動という認識でよいか。

説明者：　釧路地家裁管内で裁判所事務官として採用された場合，原則として釧路地家裁管内の裁判所での異動となり，昇進するにつれて北海道内を対象とした異動となる。

委　員：　基本的には地家裁単位での採用となるのか。

説明者：　そのとおりである。

委　員：　例えば釧路の人が，秋田勤務を希望する場合，秋田地家裁のエリアで受験することも可能なのか。

説明者：　第一次試験は，自分が勤務を希望する地域に関わらず，どこでも受験することが可能である。受験時に希望する勤務地を提出することが可能なので，釧路で受験したからといって必ず釧路地家裁管内勤務になるわけではない。

委　員：　例えば釧路勤務を希望しているのに北海道内での異動の可能性があるということが，大卒者の申込者数が減っている要因として考えられるのか。

説明者：　学生は地元志向や都会志向が強い傾向にあるので，管理職などに昇進するにつれて北海道内の転勤が行われるという点については，学生から一定程度敬遠される要因となっている可能性はあると考えている。採用後，勤務地については職員の希望を聴く機会を設けているが，適材適所に人員を配置するという観点及び職員のキャリア形成や職員の育成という観点から，必ずしも全ての職員の希望を叶えられるわけではない。

委　員：　仕事柄，家庭裁判所調査官と接する機会が多いが，家庭裁判所調査官のうち，女性が占める割合はどれくらいか。

説明者：　正確な数字ではないが，採用者のうち約７割が女性であるという感覚

である。

委　員：　教員採用試験と公務員採用試験を併願している学生は，試験範囲が重複する公務員試験を受験する傾向にあるため，裁判所等の専門的な試験分野のある公務員試験は敬遠されがちである。しかし，家庭裁判所調査官に必要な「子どもの心に寄り添う」という能力は，教員にも共通して必要なものであることから，教育について学ぶ学生の興味にもマッチしていると思われるので，家庭裁判所調査官という仕事があるということが学生に浸透すれば，裁判所を志望する学生も増えるのではないか。

委　員：　家庭裁判所調査官は，福祉にある程度精通していて，心理職としての専門的な能力があることが必要と考えているが，更に人の気持ちが分かり，周囲の環境も考慮した上での調整ができるような人材が望ましいと思うので，地域社会との関係性を学んできた学生に家庭裁判所調査官になってもらえると，今後更によりよい裁判所になると思う。

裁判所は裁判官だけではなく，様々な職種が協働している組織だということをより一層広く周知することで，裁判所の敷居が低くなると思う。また，専門的な分野を学んでいなくても就職後にキャリア形成できるということを強調することで，新しい人材が集まるのではないか。

委　員：　家庭裁判所調査官は女性が多いとのことだが，女性にとって結婚後も働きやすい職場かどうかというのは職場を選択する上で大きなポイントだと思うので，裁判所はワーク・ライフ・バランスが充実しているという点は，アピールポイントになるのではないか。

委　員：　裁判所の職員は，育児休業などの各種制度が非常に充実していると感じている。釧路には法学部のある大学がないため，学生に裁判所が知られておらず，堅いイメージしかないと思う。そのため，広報イベントを多く開催しないと，学生に裁判所の業務内容は浸透していかないのではないかと感じる。

委　員:　採用試験説明会や業務体験会はどの学年,年代を対象としているのか。

説明者：　当庁では，インターンシップは大学生を対象としており，採用試験説明会は高校生を対象にしたものを中心に実施している。

委　員：　裁判所にどのような職種があり，どんな仕事をしているかというのは一般的に知られていないと思うので，まずは裁判所にはこういう職種があるということを早いうちに学生に知ってもらうことが大切だと思う。高校生の時から裁判所の仕事を知っていれば，裁判所に就職するためにどういった大学に入ろうかと考えると思うし，高校生の時に知らなくても，大学１年生のときに知ったら，受験に向けて準備することができると思うので，できるだけ若い年代にアピールすることが重要ではないかと考える。

委　員：　採用広報でいちばん大切なのは，興味を持ってくれた学生に対し，どうやってやりがいをアピールするかだと思う。若手の職員が，学生に直接やりがいや体験談を話す機会を設けたり，ホームページに職員の一日を紹介するような３分くらいの短い動画を載せるという方法もあると思う。動画には学生と同年齢の若手職員だけではなく，子育てをして異動しながら働いている職員など，学生が近い将来を想像できるような年代の職員にも参加してもらうと効果的だと思う。

委　員：　大学の担当者から聞いたところによると，釧路管外から釧路の大学に進学した学生はそれほど地元志向があるわけではないので，就職先にこだわりがないが，逆に釧路出身で釧路の大学に進学した学生は，就職くらいは管外に出たいという思いを持った学生が多いとのことであるので,魅力ある職場であることを学生に伝えれば，選択肢にはなるとのことだった。

なお，ほとんどの学生は，学生向けの就職サイトに登録する方法により就職活動を行っており，官公庁のホームページに掲載しても見ないの

で，そのようなサイトに掲載するのが一番効果的とのことだった。

委　員：　学生に裁判所事務官などの職種が知られていないので，まずはそこを知ってもらうことが大切だと思う。テレビドラマで取り上げられたことがきっかけで知られることもあるが，これからはＳＮＳ等を通じて若い世代にアピールし，その後パンフレット等を見てもらって業務内容の理解を深めてもらうのが良いのではないか。

以　上

別　紙

報　告　要　旨

前回（２月９日）開催の家裁委員会では，「裁判所における新型コロナウイルス感染症の対応について」というテーマで，委員の皆様方から裁判所で実施している新型コロナウイルス感染症への各種対策についてご意見を頂いた。裁判所としてはマスクの着用，消毒，三密の回避，換気の励行等を引き続き徹底し，感染拡大防止と司法業務の両立に努めていきたい。

以　上